

答申（個）第2号
平成18年(2006年)8月31日

札幌市教育委員会
委員長 丹羽 祐而 様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会長 道 幸 哲 也

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年4月14日付け、札幌指第154号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市教育委員会が行った「自分の子 に係る事実経過」の訂正請求に対する非訂正決定処分に係る審査請求

答 申

第1 審査会の結論

「平成 年 月 日付け札幌市立 小学校長（以下「学校長」という。）が作成した「事実経過」（平成17年10月27日付けの個人情報開示決定通知書に基づき開示された文書）」の訂正請求に対し、札幌市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った非訂正決定処分は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、平成17年10月13日付けで札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である処分庁に対し、「平成 年 月 日から現在に至るまでの 小学校から札幌市教育委員会に提出された （審査請求人の子）に関する書類の一切」について開示の請求をした。

2 開示決定

本件開示請求に対し、処分庁は、開示の決定を行い、平成17年10月27日付けで審査請求人に通知した。

3 訂正請求

審査請求人は、開示された公文書のうち、「事実経過」の一部について、平成17年11月4日付けで条例第26条第1項の規定に基づき訂正の請求（以下「本件訂正請求」という。）をした。

4 非訂正決定

本件訂正請求に対し、処分庁は非訂正の決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年12月5日付けで審査請求人に通知した。

5 審査請求

審査請求人は、処分庁が行った本件処分を不服として、平成18年1月27日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求をした。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

「事実経過」の中の「その後たたき合いになった。」ということは明らかに事実と反し、この記載の削除を求める。

2 審査請求の理由

(1) 学校側とのやりとりの中では、相手児童が一方的に殴ってきて、その後トイレ

に逃げたと言っており、審査請求人の子が相手児童にたたき返したという説明は一切なかった。

(2) 学校長は、たたき合いになったという部分の根拠として、事故当日の保健室での養護教諭と審査請求人の子とのやりとり、教諭と相手児童とのやりとり、校長による相手児童に対する事実確認の3点を挙げているが、この事件の時に教室にいた担任及び教諭の目撃証言が挙げられていない。当然、その場面を目撃していたであろう二教諭が見ていないということは、審査請求人の子が相手児童をたたき返した事実がないからに他ならない。

(3) 平成 年 月 日付けで札幌市教育委員会学校教育部長が同年 月 日の事件の説明をしているが、相手児童がたたいた行為と審査請求人の子がたたいた行為との先後関係が「事実経過」と逆になっており、矛盾している。

(4) 「やり返したのかい」という養護教諭の問いに対して頷いたということが、たたき合いになったことを認めたことにはならない。また、養護教諭自身がかかる判断が間違いであることを認め、審査請求人の子に謝っている。

また、養護教諭と審査請求人の子のやりとりの内容についての説明も、変遷している。

(5) 相手児童と審査請求人の子の位置関係でやり返すことは物理的に極めて困難であるし、いじめっ子といじめられっ子という関係、及び気弱で優しいという審査請求人の子の性格からも、やり返すことはありえない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件審査請求の対象となる個人情報について

本件審査請求の対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、本件訂正請求に対して非訂正とされた次の情報である。

平成 年 月 日付けで学校長が作成した「事実経過」。

2 事実経過の目的及び作成方法について

各学校は、児童生徒に関わる事故発生時において、通常、保護者に対して電話連絡や家庭訪問等を通じて事故の状況について知らせ理解を得るが、今回の「事実経過」については、学校長が審査請求人の求めに応じて本件に限り作成したものであり、事故発生日時、発生場所、事故の状況及び事故当日以前の状況についてまとめたものを審査請求人に対して提供したものである。

3 本件対象個人情報を非訂正とする理由について

(1) 「たたき合いになった」という根拠は、保健室にやってきた審査請求人の子に対して養護教諭が「やり返したのかい」と聞いたところ、首を縦にして頷いたという養護教諭の証言による。このとき居合わせた教諭も、審査請求人の子が肯定的な反応をしたという場面を見ていたことから、たたき合いになったと認識したものである。

(2) 教諭は、 月 日事件当日、相手児童を保健室に連れていった時点で、養護教諭に、先にたたいてきたのは審査請求人の子の方だと相手児童が言っている旨

伝えている。

(3) 学校長は、 月 日、相手児童宅に電話をかけ、相手児童本人から事故当日の状況を確認したところ、「ちょっかいをかけたのは自分の方で、審査請求人の子はグーカパーで自分の胸をたたいてきて、その後、たたき合いになった。」と証言している。

(4) なお、以上の非訂正理由に加え、諮問庁が事情聴取時に審査請求の理由に対して行った説明は次のとおりである。

ア 担任及び 教諭の目撃証言については、たたき合いに気付かなかったということで挙げていない。いろいろ話を聞く中で、大人の世界でいうたたき合い、殴り合いということではなく、目立たなかったのではないかという認識は持っている。

イ 平成 年 月 日付け文書におけるたたいた行為の前後関係については、その後の学校の調査で判明したことを、その 月 日付け文書に記載したということである。

ウ 「やり返したのかい」という養護教諭の問いかけに対し審査請求人の子が首を縦にして頷いたということについて、養護教諭自身がかかる判断が間違いであることを認め、審査請求人の子に謝っているというのは事実と全く違い、このような会話は一切していない。また、養護教諭の問いかけに対し、審査請求人の子が「うん」と頷いたということは当初から認識しており、説明が変遷しているとは捉えていない。

エ どのような形で最初たたき合いに至ったか、その位置関係について、詳細は押さえていない。また、審査請求人の子の性格については、担任教諭の話では、自分の考えをしっかり持って行動できる子ということで、気弱な性格という言葉とはちょっと違うと認識している。

オ 学校としては、これまで各関係教諭から詳細に事実確認を行っており、また相手児童や複数の児童からも聞き取りを行っており、状況の確認は十分行われたものと認識、判断している。

カ 教育委員会では、平成 年 月 日に担当者二人が 小学校に赴き、関係教諭から個別に事実確認を行った結果、それぞれの証言内容が学校長からの詳細な報告と一致しているとともに、当時の状況が詳細に語られていたことから、十分な事実確認ができたと考えている。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

したがって、当審査会は、本件訂正請求に対する処分庁の決定について、条例の目的及び各関係規定の内容に照らしてその解釈及びそれに基づく決定が適法かつ妥当であるかを条例により付与された権限の範囲内で審査し、判断すべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件審査請求に係る非訂正決定の妥当性について検討することとする。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件訂正請求に対して非訂正とされた次の情報であると認められる。

平成 年 月 日付けで学校長が作成した「事実経過」。

3 訂正請求について

(1) 条例第26条第1項は、「何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実には誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。」と規定し、何人に対しても、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報の事実には誤りがある場合には訂正を請求する権利を保障している。

しかし、この訂正請求権は、その性格上無制限に認められるものではなく、訂正請求の対象となる「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、学歴等の客観的に正誤が判断できる事項であって、評価、判定等主観的に判断される事項については、訂正請求をすることができない。

(2) また、条例第27条第2項は、「訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。」と規定し、訂正請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類、又は、訂正を求める内容が確かであるということが推測可能な資料等の提出・提示をしなければならないことを規定している。

これは、本人開示制度に基づく訂正請求制度が実施機関に対し情報そのものの真偽や事実の存否の判定を請求することを認める趣旨までをも含むものではなく、また、条例第26条第1項にいう「誤り」があることについての真否の判断には一定の限界があることから、それを客観的・明確に判断できる資料に基づいて行おうとする趣旨にでたものと解される。

(3) したがって、訂正請求に対する処分庁の非訂正決定に対し不服申立てがなされ、当審査会において審査するに当たっては、前記(2)の訂正請求の趣旨及び限界を踏まえ、審査請求人及び諮問庁双方からなされた主張、提出資料、意見陳述の範囲内において、訂正請求の対象となる個人情報に誤りであって訂正請求を求める内容が事実と合致すると認められるかどうかを検討することとする。

4 本件訂正請求の妥当性について

(1) 本件訂正請求は、本件対象個人情報に記載された事項のうち、「その後たたき合いになった。」部分の削除を求めるものであり、当該部分は「客観的に正誤が判断できる事項」に該当し、訂正請求の対象になると認められる。

(2) 審査請求人が、「その後たたき合いになった」という情報が誤りであると主張する理由は、審査請求人の子が相手児童にいきなり殴られ、泣き出した状況から、審査請求人の子の側からは相手児童に対し手を出していないので、たたき合いになった事実はないというものである。

これに対し、諮問庁は、事故当日の保健室での養護教諭と審査請求人の子とのや

りとり、 教諭と相手児童とのやりとり、 学校長による相手児童からの聞き取りを「たたき合いになった」と記載した根拠としている。

そして、本件対象個人情報の文書全体及び平成 年 月 日付けで学校長から教育委員会へ提出された事故報告書並びに当審査会における諮問庁の意見陳述からすると、処分庁は、平成 年 月 日に起きた出来事は、全体としては、相手児童から審査請求人の子に対してなされた暴力行為であって非は相手児童にあると判断しており、ただ、審査請求人の子は相手児童からちょっかいをかけられ、及び右頬をたたかれたことに対して全く応じなかったわけではなく、反応する行為があったことが確認できたことから、そのことを示す趣旨で、二人の間で一時的に「たたき合い」というべき状態になった旨を記載したものと認められる。

そのような趣旨の記載ととらえる限り、処分庁が上記のような根拠から「その後たたき合いになった」と記載したことは、誤った事実認定に基づく記載であったとまでも認められない。

他方、審査請求人は、訂正請求の際、条例第27条第2項の「訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等」として「事件事実内容書」を提出しているが、これは審査請求人自身が事件日時、事件現場、事件状況、事件後状況について審査請求人の子等から聴取し作成した資料であり、これをもって本件対象個人情報の真否について客観的・明確に判断できる資料とは言い難いことは、原決定において処分庁が決定理由に記したとおりであると認められる。

さらに、当審査会に対して審査請求人からなされた主張、提出資料及び意見陳述の内容には、処分庁が「その後たたき合いになった」と認定したことの根拠に不十分な点があることを指摘してはいるものの、審査請求人の主張する内容、すなわち、審査請求人の子はたたき返した類の行為をしていないため、「たたき合いになった」との記載に相当する事実があったとするのは誤りであるということを確認するに足りる客観的根拠は見出すことができなかった。

- (3) なお、本件対象個人情報中、相手児童と審査請求人の子との間のやりとりを「たたき合い」と表現したことは、二人の間にあたかも同程度の強さを持った攻撃の応酬があったかのように読まれる可能性があるが、処分庁はそのような事実を認識して本件対象個人情報を作成したとは認められないことから、この表現はやや適切さに欠けるものである。

また、「たたき合い」の前に「その後」と記載している点について、当審査会における諮問庁の意見陳述の内容と照らし合わせるならば、処分庁が認識した事実経過を時間順に記載した記録としては、やや正確性に欠けるといわざるを得ない。

しかし、これらのことは事実に関する記録の表現の適切さ、正確さの程度の問題であって、対象情報が事実と合致するかどうかについての上記認定を覆すものではない。

- (4) 以上のとおり、当審査会としては、審査請求人及び諮問庁双方からなされた主張、提出資料、意見陳述を基に検討を進めた結果、本件対象個人情報中の記載事項には、やや正確性を欠き不適切と思われる表現も見受けられはしたが、「その後たたき合いになった。」との情報が事実と合致していないとの確証までは得られな

かった。

すなわち、実施機関が訂正義務を負う要件として条例第28条に定める「当該訂正請求に係る個人情報事実と合致していないと認めるとき」に該当するとまでは認められない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 実施機関に対する審査会の要望

本件審査請求に対して、当審査会としては上記のように判断したものであるが、本件事案がまさにそうであるように、学校管理下における児童の行動について記録する文書を学校の責任で作成する場合、いったん文書が作成された後は、児童の保護者は、その記載内容が誤りではないかとの疑いを抱いたとしても、訂正請求を認めさせるに足りる客観的な資料を収集・提出することは必ずしも容易ではない。

したがって、実施機関が文書を作成するに当たっては、文書のこのような特性を踏まえ、記載内容について保護者に十分な説明が尽くせるよう、可能な限り調査、検証を行い、それらが文書内容に十分反映されるよう努めるとともに、把握した事実を表現する場合にも正確かつ適切な表現となるよう、より一層慎重な取扱いに努めることを要望する。

第7 審査経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成18年 4 月14日	諮問書及び諮問庁の非訂正決定理由説明書を受理
平成18年 5 月12日	審査請求人の意見書を受理
平成18年 5 月18日 (第16回審査会)	審議 (事案の経過・概要等)
平成18年 5 月25日 (第17回審査会)	審査請求人からの意見聴取及び諮問庁からの事情聴取
平成18年 6 月21日 (第19回審査会)	審議
平成18年 7 月19日 (第20回審査会)	審議
平成18年 8 月10日 (第21回審査会)	審議
平成18年 8 月29日 (第22回審査会)	審議
平成18年 8 月31日	答申